

○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（**第三十三条**関係）

（※）「現行」は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）第八十三条の規定による改正後の規定

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 削除</p> <p>十一〇二十九（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>							
医療法施行令第一条	主務大臣	(略)	(削る)	医療法施行令第一条及	主務大臣	(略)	(削る)
タ	国立高度専門医療研究セン	(略)	(削る)	タ	国立高度専門医療研究セン	(略)	(削る)
医療法施行令第一条	主務大臣	(略)	(削る)	医療法施行令第一条及	主務大臣	(略)	(削る)
タ	国立高度専門医療研究セン	(略)	(削る)	タ	国立高度専門医療研究セン	(略)	(削る)
母子保健法第二十条第五項	その主務大臣	(略)	(削る)	母子保健法第二十条第五項	その主務大臣	(略)	(削る)
タ	国立高度専門医療研究セン	(略)	(削る)	タ	国立高度専門医療研究セン	(略)	(削る)

(略)	保健師助産 師看護師法 施行令第二 十一条の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 二項の項及 び第十四条 第一項の項	(略)	設置者	(略)	
(略)		(略)	所管大臣	(略)	
(略)		(略)	療研究センター	の設置者	を 設置する国立高度専門医

(略)	の項 び第十四条 二項の項及 第十三条第 一項の項、 第十三条第 二項の項及 び第十四条 の項	(略)	保健師助産 師看護師法 施行令第二 十一条の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 二項の項及 び第十四条 の項	(略)	五] び第四条の
(略)		(略)	設置者	(略)	
(略)		(略)	療研究センター	の設置者	を 設置する国立高度専門医